

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令案について

1 制定の趣旨

防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるため、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号。以下「法」という。）が令和7年4月23日に公布された。

法第2条第1号の政令で定めるとされている国際約束、法第17条第1項及び第18条ただし書において政令で定めるとされている特殊海事損害に係る賠償請求の援助及び立替金の償還等に関する事項について措置を講ずる必要があるため、本政令を制定するもの。

2 概要

(1) 円滑化協定（第1条関係）

法第2条第1号に規定する「政令で定める」事項として、法の対象となる国際約束について規定するものである。

(2) 訴訟の援助の申請等（第2条関係）

法第17条第1項の規定により、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について、国が必要な援助を行うことができるところ、特殊海事損害を被った者が訴訟の援助を受けようとする場合には、防衛大臣にその旨を申請すること等について規定するものである。

(3) 訴訟の援助の範囲（第3条関係）

法第17条第1項の規定により、政府は訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができることとなるところ、訴訟の援助の範囲に関して規定するものである。

(4) 訴訟の援助を行わない場合（第4条関係）

法第17条第1項の規定により、政府は訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができることとなるところ、訴訟の援助の範囲に関し、訴訟の援助及び訴訟費用の立替えを行わない場合の要件について規定するものである。

(5) 償還金の支払の猶予等の申請等（第5条関係）

法第18条ただし書の規定により、償還金の支払の猶予等ができることとなるところ、償還金の支払の猶予等を受けようとする場合には、防衛大臣にその旨を申請すること等について規定するものである。

(6) 償還金の支払の猶予（第6条関係）

法第18条ただし書の規定により、債務者の経済的な救済の観点から、償還金の支払の猶予等ができることとなるところ、国が債務者に償還金の支払の猶予を行う場合の要件について規定するものである。

(7) 償還金の分割支払（第7条関係）

法第18条ただし書の規定により、債務者の救済の観点から、償還金の支払の猶予等ができることとなるところ、国が償還金の支払の猶予を行う場合に、償還金の額を分割して支払期限を定めることができることを規定するものである。

(8) 支払期限後における償還金の支払の猶予（第8条関係）

法第18条ただし書の規定により、債務者の経済的な救済の観点から、償還金の支払の猶予等ができることとなるところ、支払期限到来後においても償還金の支払の猶予を行うことができること等について規定するものである。

(9) 立替金の償還の免除（第9条関係）

法第18条ただし書の規定により、債務者の救済の観点から、立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができることとなるところ、国が立替金の償還の免除ができる場合の要件について規定するものである。

(10) 財務大臣への協議（第10条関係）

法第18条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除をしようとする場合の財務大臣への協議について規定するものである。

3 施行期日

法の施行の日。ただし、第1条第3号の規定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行。